

相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等医療費助成事務)

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等医療費助成事務)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の2の項 相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等医療費助成事務)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号) 第1条、第2条	相模原市医療費助成条例(昭和49年3月29日条例第13号) 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童)が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて(児童の福祉の増進を図ること)を目的とする。 第二条 児童扶養手当は、(児童の心身の健やかな成長)に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。</p> <p>2 児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。</p> <p>3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父母等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。</p>	<p>第1条 この条例は、(市民の健康の保持及び生活の安定を図る)ため、医療費の一部を助成し、もつて(福祉の増進)に寄与することを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		相模原市医療費助成条例(昭和49年3月29日条例第13号)相模原市医療費助成条例施行規則(昭和49年3月30日規則第17号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	相模原市医療費助成条例第6条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成の受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	相模原市医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第14条

事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成の受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号ホ	相模原市医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	相模原市医療費助成条例第6条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成の受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	相模原市医療費助成条例第3条第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ロ	相模原市医療費助成条例第3条第3項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
-------	---------------------	------------------------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年10月16日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の父又は母及びその児童 養育者及び養育者が扶養する児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年03月25日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	